

消費税率改定に伴うお知らせ

2014年4月からの消費税率引き上げに伴う当協会の商品に関する適用をお知らせいたします。

新税率（8%）の適用は商品形態により異なりますので下表を参照ください。

<商品形態>	税率 8%の適用基準は以下の通りです
ITC 試験	受験日が 2014 年 4 月 1 日以降の場合
ケース研修	研修修了日が 2014 年 4 月 1 日以降のコース
集合型研修	研修修了日が 2014 年 4 月 1 日以降のコース
e ラーニング	お申込み完了日（入金含む）が 2014 年 4 月 1 日以降の場合
書籍・教材	お申込み完了日（入金含む）が 2014 年 3 月 29 日以降の場合
協会機関誌	お申込み完了日（入金含む）が 2014 年 4 月 1 日以降の場合
資格認定	申請手続き完了日（入金含む）が 2014 年 4 月 1 日以降の場合
資格更新	2014 年度資格更新は税率 8%適用となります

※ご不明の点がございましたら「お問い合わせ」<http://www.itc.or.jp/info/index.html> まで
お願い致します。